

小川病院通所リハビリテーション 及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人緑会が開設する小川病院が実施する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「利用者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 小川病院が実施する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る。
- 2 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの実施に当たっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 : 小川病院 通所リハビリテーション
- 2 所在地 : 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜 99 番地
TEL 088-686-2322 FAX 088-686-2344

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (医師と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名 (常勤 1名)
医師は、指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの計画策定を従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーションの実施に係わる従事者への指示を行う。
- 3 従事者
理学療法士 1名 (常勤 1名)
作業療法士 1名 (常勤 1名)
介護職員 3名 (非常勤 3名)
従事者は、計画に基づき指定通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 : 月曜日から金曜日
但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間
午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供日 : 月曜日から金曜日
- 4 サービス提供時間帯 : 9時30分から12時まで (2時間以上3時間未満)

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は、10名とする。

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第8条

- 1 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。
 - (1) 通所リハビリテーション
 - (2) 送迎サービス
- 2 指定通所リハビリテーションは、医学的管理の基に要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。
 - (1) 目的
ADL の低下防止、QOL の維持・向上、寝たきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善
 - (2) 訓練等
 - ① 運動療法
 - ② 歩行訓練
 - ③ 基本的動作訓練
 - ④ 日常生活動作に関する訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は鳴門市で、片道が概ね30分以内の地域とする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額とし、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じて、利用料の1割から3割とする。利用料、その他の費用の額は、別紙料金表のとおりである。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条

- 1 管理者等は、通所リハビリテーション等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時には、必要に応じて臨時応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条

- 1 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(相談・苦情処理)

第15条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定通所リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(感染症対策について)

第16条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（Web会議等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待に関する事項)

第17条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じることとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - ・虐待防止に関する責任者を選定
 - 虐待防止に関する責任者（医師 小川 哲也）
 - ・虐待防止のための指針を整備

2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は義護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第18条 当事業所は、身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じること。

- (1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（Web会議等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策)

第19条 当事業所は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより療法士等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画 BCP の策定に関する事項)

第20条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションを継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第21条

- 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の小川病院が定めるものとする。

付則 この規程は、平成29年7月1日施行する。

平成30年4月1日 改正
平成31年2月1日 改正
令和 3年4月1日 改正
令和 6年4月1日 改正

料金表（単位：円）

【通所リハビリテーション】

介護保険給付対象サービスの利用料

		2時間以上 3時間未満	
利 用 料	要介護 1	383	1日につき
	要介護 2	439	1日につき
	要介護 3	498	1日につき
	要介護 4	555	1日につき
	要介護 5	612	1日につき
リハビリテーション マネジメント加算 (A) イ		560 240	1回/日 1回/日
短期集中リハビリテーション 実施加算		110	1日につき
若年性認知症利用者受入加算		60	1日につき
介護職員処遇改善加算 III		1月の総単位数の 6.6%	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する場合		-94	1日につき
事業所が送迎を行わない場合		-47	1日につき(片道)
利用者負担金		法定代理受領の場合は、上記金額の 1割から 3割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合は、その負担率による）。	

注1 加算費用については、対象となる費用のみ記載する。

料金表（単位：円）

【介護予防通所リハビリテーション】

介護保険給付対象サービスの利用料

利用料	要支援1	2,268	1回/月
	要支援2	4,228	1回/月
利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた場合	要支援1	-120	1回/月
	要支援2	-240	
若年性認知症利用者受入加算		240	1日につき
予防通所リハ 介護職員処遇改善加算 III	1月の総単位数の6.6%		
事業所と同一建物に居住する者 又は同一建物から利用する場合	要支援1	-376	1回/月
	要支援2	-752	
利用者負担金	法定代理受領の場合は、上記金額の1割から3割（ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担率による）		

注1 加算費用については、対象となる費用のみ記載する。